

第4ワーキンググループ報告（骨子案）

統計の作成関係

1 行政記録情報の活用

(1) 基本的な考え方

ア 行政記録情報等の活用の必要性

近年の統計環境の悪化、報告者負担軽減の要請、厳しい行財政事情、統計精度の向上や行政透明化への要請等を踏まえ、統計作成への行政記録情報等（国の行政機関が保有する各種の行政記録情報及び地方公共団体が保有する業務記録）の活用に対する期待は高まっており、正確かつ効率的な統計の作成等の観点から積極的に行政記録情報等を活用することが必要。

イ 現状

- ・諸外国においては、米国経済センサスの名簿情報、経理事項への活用を始め、統計作成に行政記録情報等が広く活用。
- ・しかしながら、我が国においては、従来から調査統計への行政記録情報等の活用の必要性が指摘されているものの、諸外国に比べ活用例が少ないのが実態。
- ・行政記録情報等の活用にあたり、これまで障害となっていたデータの電子化等の問題については、業務・システムの最適化等の進展に伴い次第に解決の方向。
- ・一方、行政記録情報等を本来の目的以外である統計作成に活用することについては、行政記録情報等を保有する部局から、国民や企業等のコンセンサスが十分に得られていないとの意見有。

(2) 取組の方向性

- ・本ワーキンググループ（以下「WG」という。）において、統計の作成や報告者負担軽減に相当程度寄与することが明らかになった行政記録情報等については、個別統計に積極的に活用すべき。
- ・統計の作成への行政記録情報を活用するための具体的な推進方策が必要。
- ・行政記録情報等を活用することに関し国民、企業に理解を得るための方策が必要。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 個別行政記録情報等の活用 【P】

経済センサスへの労災保険情報及び雇用保険情報の活用
住民基本台帳情報を活用した住民基本台帳移動報告の集計の詳細化
法人企業統計調査への有価証券報告書情報の活用
オーダーメイド集計の形態による国税情報の活用

イ 統計委員会答申で指摘された行政記録情報等の活用の検討 【P】

漁業センサスへの漁船登録データ、法人土地基本調査への固定資産課税台帳、医療施設調査への医療機能情報など統計委員会答申で指摘される行政記録情報等については答申に基づき活用を検討

ウ 行政記録情報等の調査の原則化

- ・平成 21 年度以降、各府省（統計作成部局）は、初めから統計調査の実施を考えるのではなく、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等をあらかじめ調べることを原則化。
- ・総務大臣による統計調査の審査及び統計委員会の各部会における基幹統計調査の審議の際し、各府省（統計作成部局）における行政記録情報等に係る事前調査の状況を確認。

エ 行政記録情報等の保有部局における集計の活用

平成 21 年度以降、行政記録情報等の提供が困難な場合の措置として、各府省（統計作成部局）から行政記録保有部局に対し、集計を依頼。

オ 行政記録情報等の活用に関する環境整備

総務省（政策統括官）は、次の事項を検討する会議を設置し、平成 21 年度末を目途に結論を得る。

- ・行政記録情報等の活用について国民や企業の理解のもとに個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策
- ・行政記録情報等について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるかを実証的に検証する枠組み

2 民間事業者の活用の在り方

(1) 基本的な考え方

ア 活用の必要性

- ・近年、企業活動の国際化、少子・高齢化等の経済・社会の変化に伴い、国に対する統計ニーズが益々増加。一方、国の業務は、厳しい財政事情の下で、統計の作成リソースの制約が強まっているところ。
- ・「新たな統計ニーズへの対応」と「統計作成リソースの制約」との相反する課題の両立のため、統計調査業務の効率化が重要であり、その有効な手法の一つが民間委託による民間事業者の活用。
- ・このため、国の統計調査業務については、従来から民間委託による民間事業者の活用が行われ、近年では、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」等を踏まえ、科学技術研究調査等での民間競争入札、就業構造基本調査等での地域単位の民間開放に係る環境整備が実施されているが、一層効率的・効果的な民間事業者の活用を検討していくことが必要。

イ 活用の基本的な考え方

(ア) 活用の前提として留意すべき事項

- ・民間委託による民間事業者の活用の目的は、統計調査業務に民間事業者の創意工夫やリソースを取り入れることにより当該業務の減量・効率化やコスト削減等を実現すること。ただし、当該活用は統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を前提としたものであること、民間事業者の活用それ自体を目的とするものではないことに留意することが必要。
- ・さらに、以下のような公的統計の特性、民間事業者の実態等についても、活用の前提として留意することが必要。

公的統計の品質は、統計の作成プロセスの適正さとその厳守によって証明されるものであり、また、品質確保の責任は作成主体が負う必要があるため、統計の作成プロセスの決定やその管理・監督等は作成主体が直接実施すべきであること

公的統計（調査統計）の品質確保のためには、報告者の秘密の保護が不可欠である。秘密の保護とは、実質的に秘密が保護されることのみならず、調査に対する報告者の信頼感の確保という意味も含まれる。

【P】

現時点の民間事業者における統計調査業務の履行能力は、郵送調査は数万サンプルであればほとんどの大手事業者で対応可能、調査

員調査のため確保できる調査員は大手事業者でも1社当たり1,000人程度であり、かつ地域的に偏在、調査員調査の回収率は一般的には50%台後半から60%台後半等の状況。なお、今後、国の統計調査業務の受託経験を蓄積すること等により、徐々に履行能力が向上する可能性あり。【P】

民間事業者の効果的な活用のためには、事業者間の競争環境が確保され、事業者の創意工夫が最大限発揮される環境を整えることや事業者の活用効果が大きいと考えられる業務について積極的に活用することが必要であること。

民間事業者の活用の推進のためには、PDCAサイクルの一環として、当該活用の効果等の検討、委託方法の見直し等を行い、その結果を新たな委託の際に反映させていくことが有効。【P】

(イ) 活用の基本的な考え方

- ・(ア)で述べた留意事項を踏まえれば、今後、以下の考え方を基本に据えて、民間委託による民間事業者の活用を進めることが適当。

民間委託による民間事業者の活用は、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を前提とした上で、統計調査業務の効率的な実施のため、積極的に推進することが必要。

公的統計の作成主体は、委託業務の実施について、最終的な品質に関する目標の達成及び委託業務の実施プロセスの適切な管理のために必要な措置を講じることが必要。【P】

統計調査業務のうち、統計の品質に大きな影響を与える業務を委託しようとする場合、その妥当性について、民間事業者の履行能力の現状を踏まえ、調査目的、調査結果の利用方法、調査結果に求められる精度等を勘案しつつ十分な検討が必要。

委託業務における報告者の秘密保護のための措置を徹底するとともに、報告者と直接接触する業務について民間事業者を活用する場合は、調査に対する報告者の信頼感を確保するための十分な措置を講じることが必要。【P】

民間事業者間の競争環境の確保や民間事業者の創意工夫を活かせるための措置等が必要。

民間事業者の履行能力の継続的な実態把握や事業者の活用効果(品質に関する目標の達成状況等)の検証等を行うとともに、これらの情報に関する府省間での共有化が必要【P】

(2) 取組の方向性

ア 統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な受託業務の遂行に関する事項

(ア) 統計の品質に関する目標の設定及び明示

- ・民間事業者の活用にあたり、確保すべき統計の品質に関して目標となる客観的かつ定量的な指標がないと、コスト優先になる恐れ。
- ・このため、統計の品質に大きな影響を与えると考えられる実査業務(調査票の配布・回収、督促、照会対応等)において民間事業者を活用する場合、前回調査の結果を踏まえた「回収率」及び「記入率」(取集調査票数のうち全調査項目が記入されている調査票数の割合)等客観的かつ定量的な指標を設定・明示することが必要。
- ・回収率等の結果については、仮にこれらが低い場合であっても、全面的に受託事業者の責任に帰することが適当でない場合もあること等から、今後、更により適切な指標を研究開発していくことが必要。

(イ) 統計調査の実施プロセスの管理【P】

- ・統計調査業務を委託する場合、最終的な品質に関する目標の達成のみを重視すると、その実施プロセスにおいて、国から受託事業者に対し適時・適切に指導・助言が行われず、受託業務の適正かつ効率的な実施が損なわれる恐れ。
- ・国は、実査業務、審査業務等業務の種類や調査の特性に応じて、前回調査の実績を踏まえた適切な管理指標を設定し、今回調査での達成状況を勘案しつつ、必要に応じて受託事業者に対し、督促強化等の助言・指導等を行うことが必要。
- ・管理指標については、各府省の取組状況等を踏まえた上で、今後、当該指標に関する研究・開発が必要。

(ウ) 郵送による実査業務の積極的な委託

- ・郵送による実査業務は、調査員による実査業務と異なり、特別な調査組織を整備する必要がなく、かつ督促、照会対応等を含め民間事業者に優れたノウハウやリソースがある場合も多く、実際に相当数の事業者が当該業務を受託。
- ・したがって、郵送による実査業務については、民間事業者のノウハウやリソースの活用による効率化が見込める場合、積極的に民間事業者を活用することが適当。

(エ) 調査員による実査業務の委託に関する十分な検討

- ・調査員による実査業務は、統計の品質を大きく左右するものであるが、現時点の民間事業者の履行能力を勘案すると、能力・経験が十分な調査員を

確保できない等の恐れ。

- ・このため、当該業務を委託しようとする場合は、民間事業者の履行能力等の実情を十分に把握し、委託の可能性を検討することが必要。
- ・特に、以下のような国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じる可能性があることから、当該委託に慎重かつ十分な検討が必要。

国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）

一定の行政分野（日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等）又は生活分野における国の統計調査（標本調査）の母集団フレームを提供することを目的とした調査（商業統計調査、農林業センサス、国民生活基礎調査等）

閣議に報告されるなど調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等）

（オ） 統計調査に対する報告者の信頼感の確保【P】

- ・国の統計調査業務については、これまで多数の民間委託が行われているが、近年、ますますプライバシーや企業情報の保護意識が高まる中、秘密保護措置についての信頼を得ることは極めて重要。
- ・報告者と直接接触する実査業務や審査業務において民間事業者を活用する場合は、個別データ入手以降の各業務ごとの秘密保護措置の内容を十分検討した上で、その詳細をインターネットのホームページ等において明示することが必要。

イ 民間事業者間の競争環境の確保及び創意工夫の発現促進に関する事項

（ア） 前回調査の実施状況に関する情報の募集要領への反映

- ・長期に統計調査業務を受託した受託事業者は、次回入札において、蓄積された経験等の面で、新規参入の民間事業者よりも有利であり、両事業者間での競争環境が確保されないと、委託先の固定化を招く恐れ。
- ・このため、国は、事業完了報告書（後述(オ)参照）に基づき、前回調査の実施状況に関する情報（経費、人員、使用施設、実施方法の概要等）を可能な限り募集要領に盛り込む等の措置を講じることが必要。

（イ） 1事業者当たりの委託業務の拡大等

- ・統計調査業務のうち一部の業務のみの委託や単一の調査のみの委託では民

間事業者による創意工夫や効率化効果発現の余地が限定的。

- ・このため、効率化効果が発現できるよう、可能な限り、1事業者当たりの委託業務を拡大するとともに、照会対応等の調査共通業務は、一括してスケールメリットが出る委託とすることが必要。

(ウ) 委託契約の長期化

- ・年度単位での契約は、現行の予算会計制度の下で一般的な契約形態であるが、年度をまたがって継続的に実施する業務等の場合、民間事業者にとって経験・ノウハウの蓄積による効率化等を図る上で複数年契約が効果的。
- ・このため、国庫債務負担行為の活用により5年を上限とした複数年契約が可能である業務については、委託契約の長期化を積極的に検討することが必要。

(エ) 適切な仕様書の作成

- ・仕様書における委託業務の実施方法の記載については、民間事業者が業務の見通しを立てる上で一定程度の記載が必要であるが、過度に詳細に記載することは事業者の創意工夫や業務効率化の余地を乏しくする恐れ。
- ・このため、当該記載に当たっては、従来の記載方法に固執せず、民間事業者に必要な事項は記載しつつ、統計の品質を確保する上で必要最小限の記載に留めることが必要。

(オ) 受託事業者に対する事業完了報告書の作成の明示等

- ・前回調査の受託事業者が把握した調査の実施状況に関する情報（経費、人員、使用施設、実施方法の概要等）、リスク情報（非協力者の多い地域等）、成功事例等の各種情報は、今回調査の受託事業者での創意工夫や業務効率化の発現に大きく寄与。
- ・このため、受託事業者に対し、当該各種情報を内容とする事業完了報告書の作成及び国への提出を契約書等で明示し、当該報告書を次回調査の受託事業者に提供することが必要。

ウ 民間事業者の活用推進に関する事項【P】

(ア) 民間事業者の履行能力の継続的な実態把握

- ・統計調査業務に直接関係する民間事業者は、市場調査会社、世論調査会社、シンクタンク等様々な業態があり、また、当該業務の一部に関係する民間事業者も、データ入力会社、コールセンター、情報システム会社等多くの業種があり、これらの事業者の当該業務の履行能力を効率的に把握することが必要。
- ・このため、統計調査業務に関係する民間事業者の団体との意見交換等を通じて、継続的に民間事業者の統計調査業務の履行能力の実態把握に努めること

が必要。

(イ) 民間事業者の活用効果の検証

- ・関係府省において、民間事業者の活用効果(品質に関する目標の達成状況、未達成の場合の原因、事業者の創意工夫の効果等)の検証が不十分。
- ・このため、民間事業者の活用効果について十分な検証を実施し、その結果を新たな委託の際に反映することが必要。

(ウ) 民間事業者の履行能力及び活用効果に関する情報の共有化

- ・民間事業者の履行能力や他府省の統計調査における活用効果の検証結果に関する情報は、今後の民間事業者の効率的・効果的な活用方策等の検討に有益。
- ・このため、関係府省は当該情報の共有化を図ることが必要。

(3) 具体的な措置、方策等

関係府省は、民間事業者の活用の基本的な考え方を踏まえ、統計の品質の維持・向上及び秘密保護を前提としつつ、統計調査業務の効率的な実施のため、民間委託による民間事業者の活用を推進。特に、郵送による実査業務、照会対応業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用。

なお、国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じる可能性があることから、これらの調査に係る調査員による実査業務の委託については、民間事業者の現状等を踏まえて、所管府省において、その委託可能性を慎重かつ十分に検討することが必要。

総務省(政策統括官)は、前述(2)を踏まえ、関係府省と連携し、統計調査業務における民間事業者の活用がより適正かつ効果的に実施される環境を整備するため、平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者に対する事業完了報告書の作成の明示、民間事業者の履行能力の継続的な実態把握等の措置を反映。

統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法について、関係府省間で、平成 年度に検討の場を設け、関係府省における品質に係る指標や統計調査の実施プロセスの管理方法等について実態把握を行い、より適切な品質に係る指標や管理指標について検討。【P】

関係府省は、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証やその結果の次回委託時への反映を十分かつ継続的に行うとともに、平成 年度に実態把握や検証結果の共有化を図るための場を設け、毎年、開催。【P】

3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

【国民・企業への広報・啓発活動の充実】

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

統計調査への協力が得にくい状況に適切に対処するための普及啓発活動の推進方策を策定。

イ 現状

従来、次のような活動を実施。

- ・ 統計一般の重要性・有用性に関する広報活動として、「統計の日」を中心に全国統計大会、統計グラフ全国コンクール、官庁統計シンポジウム、統計データ・グラフフェアの開催、ポスターの作成。
- ・ 個別の統計調査の実施時における広報として、リーフレット、パンフレット等の作成、説明会の開催、調査内容のホームページへの掲載。
- ・ 調査結果の広報として、報告者への調査結果の配布、調査結果のホームページや広報誌への掲載。

ウ 統計調査への協力を促進する観点からの広報等の充実の必要性

調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への協力が得にくい状況が拡大。これに適切に対処するための普及啓発活動の推進方策の策定が必要。

(2) 取組の方向性

- ・ 協力した統計調査結果を使うことの有用性がはっきりするような広報を検討。
- ・ 協力した統計調査の結果がホームページから利用できるような仕組み(子供用のページや統計の窓口)を拡充。(この場合、当該統計を利用するときの注意点、調査票の様式や調査対象の数等基本的な情報を掲載。)

(3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省(政策統括官)は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を利用することの具体的な有用性(国民生活等にどのように役立っているか)を広報するとともに、調査結果をより分かり易く、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。
- ・ 各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

【非協力者への対処方針】

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

近年の統計調査への非協力者の増加傾向を踏まえ、統計調査への非協力者に対するより積極的な対応方策を検討。

イ 現状

- ・統計法では、基幹統計調査について報告義務を規定（第13条）し、報告義務違反について罰則を規定（第61条）。
- ・調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への非協力の事案が増加してきたため、実査部門から、悪質な事案に対し罰則の厳格適用等、有効な対処方法を求める要望が増加。

ウ 非協力者への積極的な対応の必要性

統計調査への非協力者の増加に適切に対処するため、非協力者へのより積極的な対処方策の検討が必要。

(2) 取組の方向性

次のような各種の意見があることに留意しつつ、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を検討。

- ・多数の調査拒否は社会的な損失であることの啓蒙活動が必要。
- ・悪質なケースに対しては、警告等十分な手順を踏んだ上で、罰則適用も検討すべき。
- ・非協力も調査項目が多すぎて回答できない等様々なケースがあり、罰則適用で反発を受ける恐れもあることに留意すべき。
- ・罰則適用に伴い虚偽回答や調査拒否の誘発などの悪影響もあり得ることに留意すべき。

(3) 具体的な措置、方策等

- ・総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、調査への非協力者に対する具体的な対処方策を平成 年度までに策定。
- ・各府省は、上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処。

【統計教育の拡充】

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

初等教育段階から、統計の具体的な有用性や統計調査への協力の重要性を学習するための教材を適切に提供。

イ 現状

- ・平成 20 年 3 月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の算数では、現行学習指導要領で 3 年生からだった、図、表、グラフを扱う領域が 1 年生から引き続き繰り返し学習するように変更。中学校の数学では、新たに「資料の活用」領域が設置され、各学年で統計と確率の学習時間を確保するなど拡充。
- ・諸外国では、用意された意味のない数値だけのデータで計算の練習を行う統計教育から、計算はコンピュータに任せ、むしろ現実の様々なデータに実際に触れさせ、何がしかの発見を経験させることを重視した統計教育に移行しつつあり、データの作成やデータの共有化の仕組み作りを組織的に実施。
- ・総務省（政策統括官）では、統計教育を実践する教員への研修を実施するとともに、統計教育教材の提供等の支援を実施。

ウ 調査への協力の重要性を理解するための統計教育充実の必要性

- ・近年、調査への協力が得られない状況が急速に拡大する中で、初等教育段階から、統計が具体的に行政の政策や民間の意思決定にどのように役立っているかといった有用性やその前提としての統計調査への協力の重要性を十分に学習しておくことが必要。
- ・また、教員が上記学習を実施するに当たって利用できる教材を適切に提供することが必要。

(2) 取組の方向性

- ・教員が、統計に関する学習を実施するに当たって、容易に利用できる効果的な教材を統計作成府省から、府省間の整合性を確保しつつ、適切に提供。
- ・提供する教材の在り方の検討に当たって、次の点に留意。
 - 統計教育では、「事実に基づいて意思決定できるから統計には価値がある」ことを示し、統計が社会の意思決定にどのように生かされているか理解させ、統計を利用して意思決定することを教えることが重要。
 - 企業では、品質管理の分野が非常に進んでおり、データを使って実際の問題解決を図ることが頻繁に行われていること。
- ・日本統計学会等との連携を検討。

(3) 具体的な措置、方策等

- ・総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を、教員が児童・生徒に教える際に使用する教材として提供するにあたり、その具体的な有用性（国民生活等にどのように役立っているか）が分かり易く、児童・生徒が関心を持つ、使いやすい教材として掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。
- ・各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

新統計法の全部施行に伴って、各府省は、府省間の整合性を確保しながら、委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）匿名データの作成・提供に係る事務処理を行政活動の一環として適切に実施。

イ 現状

- ・諸外国では、従来から、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供（以下「二次利用」という。）に関する制度を整備し、広く利用。
- ・我が国では、調査実施者以外の行政機関が行政上の必要から本来の集計とは別の集計等を行う必要がある場合に、例外的な措置として、指定統計の調査票の目的外使用という形で利用。
- ・統計法の全部改正により、委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）（第34条）及び匿名データの作成（第35条）・提供（第36条）を規定。
- ・新統計法の全部施行に合わせて、各府省は、二次利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要。

ウ ガイドライン整備とそれに基づく事務処理の必要性

各府省が府省間の整合性を確保しながら、二次利用に係る事務処理を適切に実施するためには、二次利用に関する制度の利用を認める範囲、利用申出事項、利用を認めるかどうかの審査の内容や方法等に関する各府省共通の運用手続きや秘匿処理の方法等技術的な対処方法に関するガイドラインを整備し、各府省はガイドラインに基づき必要な事務処理を実施することが必要。

エ 利用可能な統計調査等の周知の必要性

本制度が目的に沿って適切に運用され、利用が促進されるためには、利用可能な統計調査とサービス（オーダーメイド集計や匿名データの提供）が周知される仕組みを整備することが必要。

オ 制度の円滑な運用のための方策の必要性

二次利用は新設の制度であるため、制度の準備段階では具体的なニーズが明確ではないことから、各府省では十分な人的及び予算的資源を確保す

ることは困難。このような状況の下で、各府省において本制度の運用が円滑に開始されるための方策を検討しておくことが必要。

カ 制度に係る事務処理の受託機関の必要性

二次利用は新設の制度であり、ある程度専門技術的な対処が必要であることから、十分な人的資源を確保できない府省が出てくる可能性があるが、その場合でも本制度を円滑に運用できるようにするため、当該府省が本制度に係る事務処理を適切に委託できるようにしておくことが必要。

(2) 取組の方向性

ア ガイドライン整備

- ・二次利用に関連する諸課題について検討するため、平成 19 年 10 月に総務省政策統括官（統計基準担当）において「二次利用促進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置。
- ・研究会では、平成 19 年 10 月 22 日から平成 20 年 6 月〇日まで計〇回にわたり、二次利用の運用手続きに関する課題、集計結果表や個別データの秘匿処理に関する技術的な課題を検討し、中間取りまとめを策定。
- ・本 WG では、併行して検討が進められた研究会の検討状況について適宜説明を受けつつ、その運用の在り方等を審議検討し、本制度が円滑に整備、運用され、利用が促進されるようにする観点から、同研究会に対して適宜提言。
- ・今後、研究会及び本 WG の検討結果を踏まえ、関係府省の統計部局で構成する「統計データ利用促進ワーキンググループ」において、同制度に係る事務処理を明確化し、統一化を図ることで、各府省における当該事務処理が円滑に遂行するためのガイドラインが平成 20 年秋頃を目途に策定される予定。

イ 利用可能な統計調査やサービスの周知

本制度の利用を検討している者が容易にどのような統計調査に関するサービスを受けることができるのか知ることが可能となるよう、各府省は、毎年度、提供予定の統計調査やサービスに関する計画を公表。

ウ 制度の着実かつ円滑な運用のための方策

各府省は、限られた人的、予算的資源を有効に活用する観点から、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスを選択し、リソースを集中投入することで提供できる水準のサービスを確保。その後、リソースの拡大状況を踏まえ、順次、対象の統計調査やサービスを拡大するとともに、

将来の二次利用の在り方について検討。

エ 制度に係る事務処理の受託機関

統計法第 37 条は、オーダーメイド集計や匿名データの提供に係る事務の全部を政令で定める独立行政法人等に委託できる旨規定。このための受託機関を確保。

(3) 具体的な措置、方策等

ア ガイドラインに基づく事務処理の実施

各府省は、「統計データ利用促進ワーキンググループ」において、平成 20 年秋を目途に取りまとめられる「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施。

イ 利用可能な統計調査やサービスの周知

- ・各府省は、毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査や提供サービスに関して、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付期間、提供予定時期等の計画をインターネット等で公表。
- ・総務省(政策統括官)は、各府省の年度計画を取りまとめ、各府省における前年度の実績とともに、統計法第 55 条に基づき法の実施状況として統計委員会に報告。

ウ 制度の円滑な運用

各府省は、基幹統計調査の中から対象とする統計調査や提供するサービスを選択することで提供できるサービスを確保し、統計法が全面施行される平成 21 年度から、二次利用に係る事務処理を開始し、平成 22 年度以降、利用ニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、順次、対象の統計調査やサービスを拡大するとともに、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブと併せ検討。

エ 制度に係る事務処理の委託

- ・各府省は、自らオーダーメイド集計や匿名データの提供を行うことが困難な統計調査やサービスがある場合、民間事業者や政令で定める独立行政法人等に必要な事務処理を委託。
- ・各府省が当該委託を行うことが可能となるようにするため、総務省は、平成 年度の早期に統計法 37 条に規定された独立行政法人等を確保するよう努力。

2 統計データ・アーカイブの整備

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

各府省の実施した統計調査の結果として収集された調査票情報のデータを効率的、効果的に保管し、活用できるようにするための仕組みとして、統計データ・アーカイブ^(注)を整備。

(注) 統計データ・アーカイブには、回答された調査票の記載事項をそのまま電子化したデータファイルとそのメタデータ及び二次利用のために加工されたデータが蓄積されることを想定。

イ 現状

- ・ 諸外国では、従来から、統計データ・アーカイブを整備し、広く利用。
- ・ 我が国では、統計調査の結果として収集された調査票情報を各府省がそれぞれの判断基準に基づき保管、管理。しかし、統計データ・アーカイブを前提に保存していないため、処理プログラムも様々で陳腐化しており、データを常に読み出せる状況ではなく、遑って実際に利用できるものは極めて限定的。

ウ 統計データ・アーカイブ整備の必要性

政策決定や民間における意思決定に必要な社会・経済分野における研究分析の充実強化を図る観点から、官庁統計のように系列的なデータを統計データ・アーカイブとして保存し、必要に応じて利用できるような仕組みを整備することが必要。

エ 統計データ・アーカイブ整備の在り方検討の必要性

- ・ 府省ごとに設置すべきか、1つの機関に集約すべきか検討することが必要。
- ・ 対象とするデータは、府省が保有するすべての統計とすべきか、重要な統計に限定すべきか検討することが必要。
- ・ 学会や大学等との連携方法を検討することが必要。

オ 調査票データの保存の在り方検討の必要性

現在、各府省における指定統計調査の調査票情報等の保存は、以下のよう
に望ましい状況ではないことから、早急な対処措置が必要。

- ・ 昭和50年代以前の磁気媒体のデータが十分に保存されていない状況。
- ・ 我が国の統計データの保存期限は、各府省によって異なることから、将来統計データ・アーカイブが構築できても、場合によっては入力すべきデータが廃棄されている恐れ。

- ・データが劣化して使用できない状況とならないよう、定期的なアクセスモニタリングの実施や適切な保管場所におけるデータの保管・管理が必要。

(2) 取組の方向性

ア 統計データ・アーカイブの整備

- ・府省ごとに整備するのではなく、基本的には1つの機関に集約。
- ・関係学会の協力を得て、統計データ・アーカイブについて検討するとともに、官と学が協力して、例えば共同プロジェクトを立ち上げて整備。
- ・統計データ・アーカイブの蓄積対象は、各府省の重要な統計に限定。

イ 調査票データの保存方法

- ・政府全体としての統一的な保管・管理の基準やガイドラインを策定。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 統計データ・アーカイブの整備

- ・総務省（政策統括官）は、統計データ・アーカイブの整備に向けた検討を実施するため、各府省や有識者等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を平成 年度までに検討し、成案を策定。
- ・統計データ・アーカイブの整備については、総合科学技術会議、関係学会等に対し協力を要請。

イ 調査票データの保存方法

- ・総務省（政策統括官）は、上記の検討会議において、統計データ・アーカイブの整備に向け各府省の統計データの適切な保管・管理を図るため、各府省の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理に関する統一的な基準等を検討し、ガイドラインを平成 年度に策定。
- ・各府省は、上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理。

3 各府省でのデータ共有の推進

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

各府省間でのデータ共有は、統計調査データ等の効率的な作成や国民に有用なデータのタイムリーな提供、調査負担の軽減等を図る上で重要。その取り組みの一環として、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（以下「最適化計画」という。）に基づく各府省の各種の取り組みや政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）の活用を積極的に推進。

イ 現状

- ・電子政府構築計画（平成 15 年 7 月）に基づく府省共通業務の改革の 1 つとして、平成 18 年 3 月に最適化計画を決定。
- ・上記最適化計画には、事業所等の母集団情報の整備、調査項目の標準化、個票データ記法等の標準化、統計情報の電子的提供（各府省の統計表のデータベース機能の構築・提供）、各府省ホームページのコンテンツ等の共有化など、府省間のデータ共有やこれに基づくデータ提供を推進する上で有用な取り組み方策を掲載。
- ・上記最適化計画に基づき、各府省が区々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省共同利用型のシステムとして、共同利用システムを整備し、平成 20 年度から本格運用を開始。

(2) 取組の方向性

ア 最適化計画に基づく取り組みの推進

- ・共同利用システムの運用開始を含め、最適化計画に基づく各種の取り組みは、平成 20 年度以降本格化することから、まず、府省間のデータ共有に役立つ最適化計画に基づく取り組みを積極的に推進し、取り組みの効果を発揮することが重要。

イ 最適化計画に基づくフォローアップの実施と共同利用システムの課題把握

- ・最適化計画に基づく毎年度のフォローアップを着実に実施することにより、取り組み内容の評価、改善を推進。
- ・共同利用システムに関する利用実績や要望の把握等を通じて課題等を的確に把握。

(3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省及び各府省は、最適化計画に基づき、毎年度、データ共有の推進に貢献する各種の取り組みを積極的に推進するとともに、その取り組みのフォローアップを通じて、最適化計画や共同利用システムに関する課題を的確に把握し、適切に対処。